ITJ Lab 著作権の権利ガイド

翻訳権・翻案権等（第27条）

翻訳権・翻案権等は、作品を翻訳したり、編曲したり、映画化したりして、新しい作品（二次的著作物）をつくることについての権利です。

概要

ひとことで言うと

第27条が挙げる6つの行為

元の作品から、新しい作品をつくる

翻訳 外国語に訳す	**編曲** 曲をアレンジする	**変形** 絵を彫刻にする など
脚色 小説を脚本にする	**映画化** 小説を映画にする	**その他翻案** 要約、漫画化など

条文

条文を読む（第27条）と「二次的著作物」の定義

第二十七条（翻訳権、翻案権等）

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

第二条（定義）

十一　二次的著作物　著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、翻訳権・翻案権等を、著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化などして、二次的著作物をつくることについての権利と説明しています。

例として、A さんの作品を B さんが翻訳して出版したいときは、B さんは A さんから翻訳の了解を得る必要がある、としています。

文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 22ページ（翻訳権・翻案権等）

図解

元の作品と、二次的著作物

A さんの小説を、B さんが翻訳する場合



まとめ

まとめ

1. 翻訳権・翻案権等は、作品をもとに新しい作品をつくることについての権利（第27条）。
2. できた作品は二次的著作物で、手を加えた人にも著作権が生まれる（第2条第1項第11号）。
3. 作品を変えるときは、同一性保持権（第20条）も関わることがある。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken